

## 社会福祉法人南会津町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南会津町社会福祉協議会役員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員等に別表1に掲げる報酬を支給する。

2 役員等が年の途中で就退任した場合は、日割計算した額の報酬を支給する。ただし、南会津町職員、社会福祉法人南会津町社会福祉協議会職員の職と兼ねる役員等には支給しない。

### (費用弁償)

第3条 役員等が招集に応じ会議等に出席したときは、別表2の費用弁償を支給する。ただし、南会津町職員、社会福祉法人南会津町社会福祉協議会職員の職と兼ねる役員等には支給しない。

2 役員等が公務のため出勤したときは、別表2の費用弁償を支給することができる。

3 役員等が公務のため旅行したときは、別表3の費用弁償を支給する。

4 前項に掲げる旅費の支給方法は、社会福祉法人南会津町社会福祉協議会旅費規程の例による。

### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

役 職 名	区 分	報 酬 額
会 長	非 常 勤	月 額 50,000円
理事、監事、委員		日 額 4,000円

別表2（第3条関係）

区 分	鉄 道 賃	車 賃 (1キロメートルにつき)
路程4キロメートル以上の地域により会議の招集に応じたときの旅費	実 費	25円

別表3（第3条関係）

鉄 道 賃	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当	宿 泊 料	
			甲 地 方	乙 地 方
社会福祉法人南会津町社会福祉協議会旅費規程第4条の規定による額	25円	1,300円	13,100円	11,800円

## 備考

- 1 宿泊料の欄中、甲地方並びに乙地方とは、社会福祉法人南会津町社会福祉協議会旅費規程の例による。
- 2 甲地方に旅行した日に限り、日当額に1日当たり1,300円を加算する。
- 3 旅行命令権者の承諾を受けたものに限り、有料の駐車料金を支給する。